

**富士見町3丁目地区地区計画の都市計画原案に係る
都市計画法第16条に基づく縦覧及び意見書の提出について**

●**内容**

都市計画法には、地区計画等の案を作成しようとする場合、「その案に係る区域内的の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成する」と規定されています。今回、富士見町3丁目地区地区計画の原案を作成させていただきましたので、縦覧について2週間を期間として、意見書の提出について3週間を期間として実施するものです。

○縦覧の期間：令和7年11月6日(木)～11月19日(水)

◎意見書の提出期間：令和7年11月6日(木)～11月26日(水)

いずれも土・日・祝日を除きます。

縦覧・意見書受付時間：午前8時30分から午後5時まで

縦覧場所・意見書の提出先：調布市まちづくり推進課(市役所7階)

●**意見書を提出できる方**

意見書を提出できる方は以下の対象者となります。

- (1) 地区計画等の案に係る区域内的の土地の所有者その他対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する方
- (2) その土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人

●**意見書のご提出方法**

意見書を提出される方は、以下の各号に掲げる事項を記載した意見書に、権利を有する土地の付近見取図を添付してください。書式は自由ですが、必ず書面にて調布市まちづくり推進課(市役所7階)にご提出ください。

- (1) 提出者の氏名または名称、住所又は所在地及び電話番号に並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 地区計画等の名称
- (3) 権利を有する土地の所在地、権利の種類及び面積
- (4) 意見及びその理由